

## ○野洲町教育集会所設置条例

（昭和46年7月1日）  
条例第16号

改正 昭和50年7月31日条例第21号 昭和51年1月20日条例第1号  
昭和54年3月26日条例第9号 昭和57年6月28日条例第14号

（設置）

第1条 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域住民の生活、文化の向上に資する諸活動の使用に供するため教育集会所を設置する。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
野洲町立和田集会所	野洲町大字小篠原1,780番地

（事業）

第3条 野洲町立和田集会所（以下「集会所」という。）は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 教育文化の向上に関すること。
- (2) 社会教育団体の指導育成に関すること。
- (3) 講座及び学習会に関すること。
- (4) 教育集会所の業務に関すること。

（運営委員会）

D 第4条 集会所の運営については、野洲町総合センター運営委員会に併設する集会所運営委員会（次項において「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年7月31日条例第21号）

D  
〔野洲町②〕  
二七七三

第8編 厚生（野洲町教育集会所設置条例）

---

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。

付 則（昭和51年1月20日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年1月1日から適用する。

付 則（昭和54年3月26日条例第9号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則（昭和57年6月28日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。